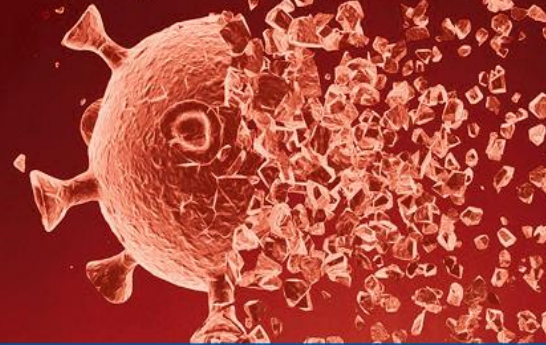


COVID-19 COMMUNIQUE

ASA & ASSOCIATES LLP



April 14, 2020

COVID-19: COMMUNIQUE

COVID-19に関する公式発表

世界の状況に関する俯瞰

COVID-19 感染者数の増加は継続中

現在確認されたコロナウィルス感染者数は、世界全体で170万人、インド全体では9000人を超えました。中国、イタリアに次いで世界の感染の中心となったアメリカ合衆国に関しては、感染者数が50万人を超え、死亡者数は今までのどの国よりも多く確認されています。そして、韓国では、91人が一旦回復したあと再度感染したことが確認されており、保険機関や関係諸国に影響を与えています。

参照：Business Standard, India Today, WHO, Reuters

中国企業が格安M&Aに向けて加速する中、EU各国は買収に関する新たな規制を導入
銀行では、多くの中国の企業やファンドがヨーロッパの上場企業の時価総額が下落
するのにも照準を合わせて、買収の相談を見ることが多くなってきました。EUは、パ
ンデミックによる経済的停滞によって、多くの重要な企業が敵対的買収の脅威にさら
されることとなるとの警告を発しました。イタリアとスペインがすでに企業買収
に関する新しい規制を導入し、ドイツや他の国も同様の規制を導入することを計画
しています。

参照：Bloomberg

日本政府は日本企業が中国から生産拠点を移転するための財政支援を発表

日本の首相である安倍晋三氏は、4月7日に東京、大阪その他5つの都市に緊急事態宣言を発令しました。これにより各地方自治体の人々に対して自宅に止まるよう要請することができるようになりました。日本政府は、同時に、108.2兆円(9920億米ドル)にのぼる経済対策を閣議決定しました。そして、生産拠点を中国などから第三国や日本へ移すための経済対策の一環として、2435億円を補正予算案に盛り込みました。

参照：Bloomberg

コロナウィルスのパンデミックによる世界中の損失は4兆米ドルを超える可能性 (アジア開発銀行)

アジア開発銀行(ADB)の試算によると、コロナウィルスの流行による経済損失は、4.1兆米ドルまたは世界各国の国内総生産の5%に上る恐れがあるとのこと。これはヨーロッパ、アメリカ、その他の主要経済圏での感染拡大の状況に依ります。しかし、より短期間でウィルスを封じ込めることができれば、損失を2兆米ドルに抑えることも可能です。

参照：BloombergQuint

CFOの方向けの情報

外国為替リスクを避けるための中央銀行からの財政通達

中央銀行は、国内の外国為替デリバティブ市場に対する参入を容易にするための通達を発令しました。これは2020年6月1日から効力を発します。これらの通達は、リスクマネジメントと銀行間取引に関する重要な通達PartAのI条及びII条について、現在の通達と置き換えられます。

参照：RBI(<https://www.rbi.org.in/Scripts/NotificationUser.aspx?Id=11861&Mode=0>)

COVID-19渦中における流動性管理

本件の前例のない危機においては、CFOにとっては、流動性を管理して、ビジネスにおける混乱を最小限に止めることは重要です。

CFOの注意すべき点は以下の通りです：

1. 売上予測
2. 資金管理
3. 運転資本の最大化
4. 業務の自動化
5. 政府の発表する政策

参照：LinkedIn(<https://www.linkedin.com/pulse/covid-inflicted-cfo-possible-cures-ajay-sethi/?trackingId=coDoQTErTWyXLmjQrL4%2Bdg%3D%3D>)

規制等の緩和

- ・ 直接税
- ・ 間接税
- ・ 会社法及び関係法令

直接税

50万ルピー以上の還付を受ける権利を有している納税者に対する財務上の緩和措置

財務大臣は50万ルピー以下の所得税の還付を受ける権利を有する納税者に対して還付をすることを発表しました。これによって、納税者に対して直ちに流動性の高い給付がされることとなります。これによって140万人の納税者が恩恵を受けることとなります。

参照：PIB(<https://pib.gov.in/PressReleaseFramePage.aspx?PRID=1612291>)

源泉徴収税(TDS/TCS) を軽減または免除する旨の証明書に関する発表

源泉徴収税を軽減・免除する場合の証明書の有効期間を延長する旨の通達が2020年3月31日と4月3日にありました。これに関してFY 2019-20 に発行された証明書に関しては2020年6月30日まで有効とすること、そして、証明書に記載された上限額は、次の会計年度において改めて考慮されること、が定められました。新たな証明書の発行を得るための承認に関しては、eメールで取得することができ、その後、更新された証明書が発行されます。

参 照 :
CBDT(<https://www.incometaxindia.gov.in/Lists/Latest%20News/Attachments/396/Clarifications-on-orders-dated-31-03-2020-and-03-04-2020-dated-09-04-2020.pdf>)

PM Cares 基金への寄付金に関して所得税法80G条に基づく税額の控除が受けられる旨が明らかにされました

CBDT(直接税中央税務局)によると、PM Cares 基金(緊急時における市民への補助と救済のための首相基金)への寄付が従業員から使用者を通してなされた場合、そのような従業員は使用者によって発行される証明書またはForm 16に基づいて、所得税法80G条による税額の控除を受けることが可能となります。

参 照 :
CBDT(https://www.incometaxindia.gov.in/Lists/Latest%20News/Attachments/397/Submission_certificate_claiming_deduction_80G_10_4_20.pdf)

間接税

GST及び関税における、納税者への還付

COVID-19による困難に鑑みて、財務省は、GST及び関税の還付に関して、未払いのものがある場合には直ちに支払うことを表明しました。これは、中小零細企業(MSME)を含む約10万社に恩恵を与える予定です。CBIC(間接税関税中央税務局)はすべての

未払いとなっている間接税や関税の還付の手続きに関する手続き案内を発行しました。この「還付・払戻しに関する特別措置」は2020年4月30日まで実施されます。

参照：Press Note dated April 8, 2020; Instruction No. 03/2020 - Customs dated April 9, 2020 (<https://pib.gov.in/PressReleaselframePage.aspx?PRID=1612291>)

GST還付申請書は複数会計年度に渡って提出可能

輸出業者が直面する困難に鑑みて、政府はGSTの還付を受けるための手続きを緩和しました。納税者は、1年以上の申請書をもって還付請求できるようになりました。以前は、一度に申請できるのは1会計年度分のみでした。

参照：Circular No. 135/05/2020 - GST dated March 31, 2020 (http://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/Circular_Refund_135_5_2020.pdf)

会社法及び関係法令に関して

企業省発表

「州知事による救済基金」及び「COVID-19救済の州基金」への寄付等は、CSR(企業による社会貢献)費用として認められません。同様に、日雇い労働者を含む従業員や労働者に対して、ロックダウン期間中の給与/報酬として支払った費用はCSR費用として認められません。しかし、日雇労働者に対して、COVID-19への対策としてなされた、給与を超える額の支払いに関してはCSR費用として認められます。

参 照 : MCA General Circular
15/2020(http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/Notification_10042020.pdf)

臨時株主総会(EGM)開催の緩和措置に関する条項が追加されました。2020年6月30日以前に臨時株主総会にて承認を得る必要がある「緊急性のある」事項に関しては、ビデオ会議(VC)その他の音声映像手法(OAVM)によって臨時株主総会を執り行う事が認められることとなりました。

参 照 : MCA General Circular

14/2020(http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/Circular14_08042020.pdf)

小規模零細企業(MSE)や中小零細企業(MSME)に関する新たなスキーム

・製造業やサービス用を営むMSEに対してはSAFE(コロナウィルスの非常事態に対応するためのSIDBI(小規模産業開発銀行)による支援)という新しいスキームを導入し、MSMEに対してはSAFE Plus というスキームを導入する事が決定しました。このスキームを用いると、2千万ルピーに及ぶ借り入れ及び、非常事態における運転資本獲得のための借り入れが1千万ルピーまでできます。両者を併用することもでき、利率は5%とする事が可能です。

・ヘルスケア部門では、追加でSMILE(SIDBIによる中小企業向けのメイク・イン・インディア支援のための定率融資)という別の融資を利用することもできます。

参照：SIDBI PR - March 26, 2020, PR - April 4, 2020

([https://sidbi.in/files/pressrelease/Press-Release_SIDBI-launches-SAFE-\(SIDBI-Assistance-to-Facilitate-Emergency-response-against-Corona-Virus\)-scheme.pdf](https://sidbi.in/files/pressrelease/Press-Release_SIDBI-launches-SAFE-(SIDBI-Assistance-to-Facilitate-Emergency-response-against-Corona-Virus)-scheme.pdf))